

、申請書その他の書類の提出期限を延長すること。						○
(12) 知事に対する固定資産の価格等の概要調書の作成に関すること。						○
(13) 土地又は家屋の基準年度の価格等の登記所への通知に関すること。						○
(14) 家屋の移動又は権利移転の通知書受理に関すること。						○
(15) 知事に不動産取得税に関する申告書等を送付し、又は不動産取得状況を通知すること。						○
(16) 国有資産等所在市町村交付金に係る事務の処理に関すること。					○	
(17) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に係る事務の処理に関すること。					○	
(18) 市税の納税義務者に対し、納税についての必要な申請等を指導すること。					○	
(19) 歳入歳出外現金の受領に関すること。					○	
(20) 差押処分を行うこと。				○		
(21) 換価を行うこと。						
ア 不動産等	○					
イ 不動産等以外の財産				○		
(22) 差押処分の執行停止をすること。			○			
(23) 不納欠損処分に関すること。			○			
(24) 差押の解除をすること。					○	
(25) 延滞金及び加算金を減免すること。					○	
(26) 担保を徴すること。					○	
(27) 市税及び付帯金の交付要求をすること。					○	
(28) 市税の収納に係る取扱手数料の支出負担行為をすること。					○	
(29) 納税の啓発に関すること。					○	

(30) 前各号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。						○	○	○
--	--	--	--	--	--	---	---	---

別表第2人権環境部環境企画課に関する事項の項第5号を次のように改める。

(5) 地球温暖化対策に関すること。								
ア 重要なもの			○					
イ 比較的重要なもの				○				
ウ 軽易なもの						○		

別表第2人権環境部環境企画課に関する事項の項第14号を削り、第15号を第14号とし、第16号から第19号までを1号ずつ繰り上げる。

別表第2人権環境部まち美化推進課に関する事項の項の次に次の1項を加える。

福祉こども部乳幼児教育・保育支援センター準備室に関する事項

事項	副市長	部長	副部長	室長	副室長	主幹
(1) 乳幼児教育・保育推進事業に関すること。						
ア 重要なもの		○				
イ 軽易なもの				○		
(2) 前号に定めるもののほか所管に属する軽易な事務の処理に関すること。					○	○

別表第2福祉こども部保育支援課に関する事項の項中

「主幹」を「」に改め、同表福祉こども部保健推進課に

「主幹」

に関する事項の項第4号中「の決定をすること」を「に関すること」に改め、同表都市整備部歴史まちづくり推進課に関する事項の項第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例(令和5年宇治市条例第3号)に係る事務の処理に関すること。								
ア 重要なもの	○							
イ 比較的重要なもの			○					
ウ 軽易なもの					○			

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

(掲示済)

消 防 本 部

宇治市消防本部訓令甲第1号

宇治市消防本部及び消防署事務決裁規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市消防長 梅永 聖児

宇治市消防本部及び消防署事務決裁規程の一部を改正する規程

宇治市消防本部及び消防署事務決裁規程（昭和58年宇治市消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改める。

第2条第7号中「課長及び」を「課長及び担当課長、」に改める。

別表第1第1項第12号を次のように改める。

⑫ 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成等並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。					○
---	--	--	--	--	---

別表第2第3項中「副課長」を「主幹」に改め、同項中第

19号を第20号とし、第17号及び第18号を1号ずつ繰り下げ、第16号中「救急技術の研究に係る資料収集を行う」を「救急隊員の教育、指導及び研修に関する」に改め、同号を第17号とし、同項中第15号を第16号とし、第13号及び第14号を1号ずつ繰り下げ、第12号の次に次の1号を加える。

⑬ 緊急消防援助隊に関すること。					○
------------------	--	--	--	--	---

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市消防本部訓令甲第2号

宇治市消防本部（署）課長会議等に関する規程等の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市消防長 梅永 聖児

宇治市消防本部（署）課長会議等に関する規程等の一部を改正する規程

（宇治市消防本部（署）課長会議等に関する規程の一部改正）

第1条 宇治市消防本部（署）課長会議等に関する規程（昭和57年宇治市消防本部訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「、副課長」を「、担当課長、副課長」に改める。

（宇治市消防職員の名称及び職務名に関する規程の一部改正）

第2条 宇治市消防職員の名称及び職務名に関する規程（昭和61年宇治市消防本部訓令甲第2号）の一部を次のように改正する。

別表消防吏員の欄中「分署長」を「分署長 担当課長」

務吏員の欄中「副課長」を「担当課長 副課長」に改める。

副課長」

（主幹の掌理する事務を定める規程の一部改正）

第3条 主幹の掌理する事務を定める規程（平成元年消防本部訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中

「		を
担当名	掌理事務	
」		

「		に
担当名	掌理事務	
警防救急課主幹	(1) 災害対策に関すること。	

	(2) 火災の原因及び損害の調査の指導に関すること。
	(3) 救助に関すること。
	(4) 緊急消防援助隊に関すること。
警防救急課主幹	(1) 救急に関すること。
	(2) 医療機関との連絡調整に関すること。

改める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

訓令甲

宇治市議会規程第2号

宇治市議会事務局規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市議会議長 堀 明人

宇治市議会事務局規程の一部を改正する規程

宇治市議会事務局規程（昭和58年宇治市議会規程第1号）の一部を次のように改正する。

第4条庶務係の項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 個人情報の保護に関すること。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

公平委員会

宇治市公平委員会処務規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年3月31日

宇治市公平委員会

委員長 後藤 美穂

宇治市公平委員会規則第1号

宇治市公平委員会処務規則の一部を改正する規則

宇治市公平委員会処務規則（昭和58年宇治市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第5条第7号を次のように改める。

(7) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成等並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和5年3月31日

宇治市公平委員会

委員長 後藤 美穂

宇治市公平委員会規則第2号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則
管理職員等の範囲を定める規則(昭和41年宇治市公平委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「副課長」を「副課長 副室長」に改め、同表教育委員会大久保青少年センターの項を削り、同表の備考中第8項を削り、第9項を第8項とし、第10項から第15項までを1項ずつ繰り上げる。

附則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

に公布する。

令和5年3月31日

宇治市公平委員会

委員長 後藤 美穂

宇治市公平委員会規則第3号

職員からの苦情相談に関する規則の一部を改正する規則

職員からの苦情相談に関する規則(平成17年宇治市公平委員会規則第4号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「法第22条の4第1項本文又は第22条の5第2項」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の日から令和14年3月31日までの間に離職した職員に対する改正後の第2条の規定の適用については、同条第1項第2号中「又は第22条の5第2項」とあるのは、「若しくは第22条の5第2項又は地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第2項若しくは第4項、第6条第1項若しくは第2項若しくは第7条第2項若しくは第4項」とする。

(揭示済)

監査委員

宇治市監査委員告示第1号

宇治市監査基準の一部を改正する基準を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市監査委員

宇治市監査基準の一部を改正する基準

宇治市監査基準(令和2年宇治市監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

第10条第2項中「、宇治市個人情報保護条例(平成19年宇治市条例第2号)等により」を「、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)に基づき」に改める。

附則

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市監査委員告示第2号

宇治市監査委員事務局規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市監査委員

宇治市監査委員事務局規程の一部を改正する規程

宇治市監査委員事務局規程(昭和58年宇治市監査委員告示第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1第20号を次のように改める。

(20) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成等並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

固定資産評価審査委員会

宇治市固定資産評価審査委員会規程第1号

宇治市固定資産評価審査委員会処務規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市固定資産評価審査委員会

委員長 井上 玲子

宇治市固定資産評価審査委員会処務規程の一部を改正する規程

宇治市固定資産評価審査委員会処務規程(昭和58年宇治市固定資産評価審査委員会規程第1号)の一部を次のように改正する。

第5条第6号を次のように改める。

(6) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づく個人情報ファイル簿の作成等並びに保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の決定に関すること。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

公営企業

宇治市上下水道事業管理規程第1号

宇治市企業職員給与支給規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市企業職員給与支給規程の一部を改正する規程

宇治市企業職員給与支給規程(昭和44年宇治市水道事業管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第2条各号列記以外の部分中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

附則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(揭示済)

宇治市上下水道事業管理規程第2号

宇治市上下水道部企業職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和5年3月31日

宇治市長 松村 淳子

宇治市上下水道部企業職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する規程

宇治市上下水道部企業職員の勤務時間等に関する規程(昭和56

